

第56回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成27年11月30日(月) 午後1時30分～午後4時30分

(2) 場 所 杉妻会館3階 百合の間

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 齋藤玲子 佐藤初美 新城希子
田崎由子 橘あすか 芳賀一英 藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 土木部次長(企画技術担当)
入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹
農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長
出納局入札用度課主幹兼副課長
教育庁財務課
警察本部会計課主幹兼次席

ウ 建設関係団体等

- (ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外4名
- (イ) 福島県総合設備協会会長 外3名
- (ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長 外2名
- (エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外2名
- (オ) 個別事業者

(4) 次 第

1 開 会

報告事項 再苦情調査について

2 議 事

① 建設関係団体等からの意見聴取について

ア 一般社団法人福島県建設業協会

イ 福島県総合設備協会

ウ 福島県建設専門工事業団体連合会

《 休憩 》

エ 福島県土木建築調査設計団体協議会

オ 個別事業者

② 各委員の意見交換・その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから「第56回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

議事の進行につきましては、伊藤委員長よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

はじめに、報告事項の「再苦情調査について」であります。

今回、福島県教育庁が行った公募型プロポーザルについて10月6日付で再苦情申立てがあり、知事から、再苦情処理要領第5条の規定に基づく審査の依頼がありました。

このため、委員会運営規定第6条の規定に基づき、私から、再苦情調査部会長に、部会の招集を求めたところでございます。

それでは、今泉部会長、再苦情調査部会における調査結果について御報告をお願いします。

【今泉委員】

それでは報告いたします。委員長からの部会招集の指示を受けまして、10月26日、私を始め、部会委員5名出席のもと、再苦情調査部会を開催し、再苦情申立本人及び執行機関である県教育庁担当職員から意見聴取を実施いたしました。

終了後委員間の審議により、お配りの「再苦情調査結果報告書」をまとめ、11月18日知事に報告したところであります。報告書の第4の1、再苦情調査部会の結論のとおり、再苦情申立人の申立てを認めないといたしました。

この案件は本プロポーザル審査委員会と再苦情申立人とで、プロポーザル方式に対する認識の違いから生じたものと考えられ、審査過程において審査結果を覆すほどの瑕疵があったとは認められず、審査結果は妥当であったと判断いたしました。以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。

他の部会委員から感想などありましたらお願いします。

(発言なし)

部会委員以外の皆様方からも何かございましたらお願いいたします。

【安齋委員】

1の結論の(2)番の1行目から2行目にかけて、「審査委員から一部参加者の提案を擁護するような発言が認められる」というのがあったのですが、具体的にどのようなことがあるのですか。差支えなかったら教えてください。

【入札監理課長】

「一部審査委員から擁護するような発言」というのは、元々最優秀に選ばれた案は、実施体制等に対して不安視される部分もあったのですが、それについて、県のフォローがあれば大丈夫というような発言が何回かありました。

プロポーザルの提案については、提案書だけを見て判断をするということになるのですが、そういったものを付加して評価するというになると、非常に問題になるということで、その点については不適切であったといたしました。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

今泉部会長はじめ、部会委員の皆様、大変お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

【伊藤委員長】

それでは次に移ります。建設関係4団体及び個別事業者からの意見聴取を行います。

なお、個別業者の意見聴取につきましては、個別業者から匿名での意見聴取を希望されていることから非公開で行いますので、傍聴者の方はあらかじめ御了承願います。

それでは、一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を始めます。

(一般社団法人福島県建設業協会 着席)

本日は御出席いただきましてありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料の調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【福島県建設業協会 専務理事】

調査票について説明する前に、意見を取りまとめるに当たっての建設業協会の基本的な考え方について簡単に御説明いたします。

申し上げるまでもなく、入札制度は公共の調達的手段で、その透明性と競争性の確保は当然のことですが、品質を確保できる施工能力が大前提だと考えています。協会では、それを十分に認識して取り組んでいますが、何といたっても受注できるかできないか、これは各企業にとってまさに死活問題となる重要な仕組みです。

一方、建設業協会は裾野が大変広い重層構造です。また、それぞれの地域で雇用・経済を始め、危機管理産業として災害時の対応など、地域の安全・安心を支える重要な役割を担っています。

業界は様々な問題を抱えています。しかし、経営環境が少しでも改善されるよう、地域に密着した工事、それは地域の企業が受注できて、しっかりと経営を維持出来る健全経営のもとで、地域の安全を守っていききたい、そのような観点から経営を心掛けております。

【福島県建設業協会】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がありましたらお願いいたします。

【入札監理課長】

それでは何点かお答えします。

総合評価の特別簡易型における評価方法について、地域貢献、災害対応や除雪などで評価対象を同一市町村に絞ってほしいとか、もう少し所在地を評価してほしいという話がありましたが、現在、地元受注への配慮として、工事箇所と同一市町村に所在する場合に0.5点の傾斜配点をしているところです。評価対象の最小単位の基本は土木事務所管内ということにしていますので、所在市町村のバランスも考慮しています。

また加点のみを目的としたボランティア活動を対象とすべきではないという話がありましたが、ボランティア精神に基づくボランティアとは何かという定義が非常に難しいのが現状です。

低価格入札のリスクについては、まさに御指摘のとおりです。工事の品質確保と下請けへのしわ寄せ防止の観点から新技術、新工法を含めコスト面についても適切に審査を行っています。今般の品確法の改正でも、低入札制度の適切な活用が求められているので、引き続きダンピング受注の排除に努めたいと思います。

指名競争入札あるいは評価項目の設定等における発注者の判断など、発注者の裁量を求める御意見がありましたが、特に指名競争入札については、入札制度改革において指名業者の選定に当たり、発注者の忖意が入るといけないということで採用されなかったという経緯があります。

一方で、条件付き一般競争入札方法というのは、資格を有する業者の受注を求める側の自由判断により参加できるというシステムですので、透明性の観点から現行のままでいきたいと考えています。資料の8ページについて若干述べます。

まず、2つ目の丸で入札参加者50者という地域要件ですが、これについては地域の業者数を考えて、最低でも30者という規定があり、その場合は30者程度を集めればよいということで、運用は可能ですが、舗装工事における管内ということになると、入札参加業者が10数者程度に留まる管内も出てくることから、競争性の問題からさすがに少な過ぎるということで、最低の要件を隣接3管内としています。

それから、「資料1の1」を御覧ください。協会で作られた点数差シミュレーションですが、ここで訂正をお願いしたいのが、パターン①の管外企業の加算点、平均7.8点の場合となっていますが、実際のところこの7.8点というのは管内も管外も含めた総合計の中での平均になります。

管外企業が特別簡易型で加算点を得ることができるのは最大限5.5点までで、このパターンでみますと②に一番近くなりますが、管外企業が加算点満点で、しかも最低制限価格前後で入れてきたとしても、管内企業の方が満点であれば、健全経営の確保で受注できるということで、地元受注に配慮しているところです。

【技術管理課長】

私の方から技術管理や積算設計に関する説明をします。聞き取り順に沿って説明します。

まず、3ページの2、下請報告と現場の齟齬についてですが、福島県では変更設計以外に、軽微な変更については工事内容の変更通知というものを文書で行っていますので、これに基づく適切な手続きをお願いしたいと思います。

次に、4ページの(2)の2つ目の丸及び5つ目の丸ですが、現場実態に合った設計積算、当初設計の精度アップについて、積算に用いる基準については、実態調査に基づいて算定しています。橋りょう補修等の維持補修工事についても随時新たな基準等の整備を行っている他、小規模工事の諸経費についても昨年度改正を行ったところです。

なお、これらの標準的な基準に当てはまらない現場については、御意見通り必要に応じて見積りで対応することとしています。

さらに、今年度から設計時に施工者の意見を参考とする「設計時施工技術検討会」を設置する取り組みを行っているほか、成果品や技術審査を適正に行うなど、今後も現場の実態を反映した適正な設計図書の精度向上に努めていきたいと思います。

次に、同じ項目の3つ目の労務単価については、国と県とが毎年10月に行う公共工事労務調査に基づき、国が都道府県ごとに設定をすることになっています。また、実勢価格との間に乖離が生じた

場合には、現在では年度途中でも機動的に直すことが可能な制度ですので、調査結果を踏まえた国の対応に県としても速やかに対応したいと考えています。

次は、同じ4ページの(3)、工事の平準化と適正工期の設定、これについては、繰越制度や債務負担行為、ゼロ県債などそういった制度を有効に活用して取り組んでいるところですが、今後も引き続き適正に取り組んで参りたいと考えています。なお、用地取得等のより適切な状況の把握や、工事の施工条件を配慮した発注については工事に支障が出ないように努めていくとともに、不測の事態が生じた場合については、工期の変更について適正に対応してまいります。

次に、5ページの電子閲覧、テキストを組み込んだPDFデータの取り組みについては、現在、金抜き設計書について試行的に実施をしているところです。

最後に、7ページの(3)の1番目の丸に記載してあります、計画的な発注と適切な設計変更についてですが、計画的な発注については、年度初めに発注計画を定めて公表しています。それに基づき計画的な発注を行っているところです。

設計変更については、これまでも進めてきましたが、さらなる適切な設計変更を行うために、設計変更のガイドラインの策定を進めていますので、今後意見の聴取等にご協力をお願いしたいと思います。

【建設産業室長】

4ページの(2)の4つ目の丸については、配置技術者の雇用条件の緩和です。こちらについては、建設業法で定められていまして、復旧工事などは緊急でやむを得ない事情がある場合として、例外的に3カ月未満であっても差し支えないというような取組みがありますが、緩和については現在国にも相談していますが、労働者保護の観点から定められたものでして、緩和は今のところ難しい状況です。

【伊藤委員長】

各委員の方から質問等がございましたらお願いします。

先ほど県の方からもお話があったのですが、2ページの真ん中にボランティア活動のことがありまして、2行目に「単に加点のみを目的とした活動は対象とすべきでない」とあるのですが、具体的にどのようなものをお考えなのでしょうか。

【建設業協会 専務理事】

色々と散見されるのは、草刈とかゴミ拾い等です。適切な表現かどうか分かりませんが、わざと受注案件のある所に向いてボランティアをやるようなことです。地域の企業の方々は恒常的にやっているわけですね。そういったこととの差がつかないということで、先ほど言ったように1点が工事費の1%に相当する大きな加点ですので、その1点が本当に重みのあるものとされた場合に、本当にボランティアをやっている者との違いが見えないということです。

【伊藤委員長】

担い手の育成の問題は、中長期的には非常に大きな問題だと我々も認識しております。しかし、復興事業ということで、公共事業の発注が多い状況にあるわけですが、この公共事業がこの先中長期的にどうなるのかというのがなかなか見通せない状況の下で、どのように人材を確保すればいいのかというのは非常に難しい問題だとは思っております。

御存じとは思いますが、厚生労働省が人手不足分野の人材確保の事業をしまして、人手不足分野というのが今年2つ指定されており、建設業と介護なんですね。厚生労働省もそういう認識を持っていますし、大卒の求人倍率が非常に高くなっていますね。そういうものを含めまして、若者に

魅力のある職場づくりや仕事というのを、これからはやっていただかないとなかなか難しいのではないかなと思います。

そういう意味では、この前ある会場で建設関係の方から「自分の子どもをその業界に入りたいと思うような業界にしなければいけない」とおっしゃっているのを聞きましたが、自分の子どもは業界に入れたくないという業界では難しいだろうと思いますので、これからは魅力のある職場づくりに御努力いただければと思います。

【安齋委員】

協会の方にお伺いしたいのですが、総合評価の加点の中に他業種展開した時のポイントがありますね。あれは元々公共事業の予算が大幅に減った時に対応した措置なのですが、最近は3倍くらい超えていますね。

一部の業者の方だとは思いますが、今度は予算が増えて仕事が多いと。入札不調が多い段階で、他業種展開などとんでもないという意見も耳にするのですが、業界としてはどのようにお考えでしょうか。

【建設業協会 会長】

おっしゃるとおりだと思います。長期計画で、建設業から新分野にうまく人を移行するためにとられた形かなと思います。現在は人手が十分ではないので、ここまでは考えなくてもよいかなという思いはございます。

【安齋委員】

思いはわかるけど、例えば点数を見直してほしいというようなことはないですか。

【建設業協会 会長】

おっしゃるとおりです。こういった項目についての見直し、地域等など具体的に挙げていませんでしたが、こういった見直しは必要だと私は考えています。

【安齋委員】

事前に打合せしたときに聞いたのですが、事務局としては耳にしていないというのですよ。この席で出た話なので、まず事務局の方で検討するようにしてください。

【伊藤委員長】

時間となりましたので、これで一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県総合設備協会をお呼びしてください。

(福島県総合設備協会 着席)

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。

本日は御出席いただきましてありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料の調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をいたしますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日県のホームページで公表いたしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、説明をお願いします。

【総合設備協会 会長】

（「資料2」により説明）

【総合設備協会 副会長】

（「資料2」により説明）

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がありましたらお願いいたします。

【入札監理課長】

現在の発注方式ですが、色々随意契約なども入っているのは、東日本大震災からの復興特需などもあってやむを得ないだろうというお話がありました。また、工事が入ってくればそのときは、単純な価格競争ではなく色々なものを加味してというお話もありました。震災から5年を経過しようという時期がきていまして、この委員会からも指摘されていますが、少しずつ正常化させていきたいと考えています。

3ページの最後にお話のあった、完成検査終了後の速やかな工事代金の支払いの件なのですが、県のルールではそのように定めていまして、そのとおりに行われていないとすれば、非常に大きな問題です。事実とすれば確認しなければならないので、後ほどで結構ですので事務局のほうに繋いでいただければと思います。

【総合設備協会 会長】

うちの会員から話があったから出しただけで、実際にそういうことがあったかどうかは私も聞いておりません。

【技術管理課長】

まず、2ページの(2)、(3)に書いてある、工事施工の平準化、適切な工期設定については、今でも繰越制度や債務負担行為、あるいはゼロ県債などの制度を有効に活用して取り組んでいるところですので、引き続きその取組みを進めていきたいと考えています。また、記載のある機動的な工期設定についても、フレックス工事、準備期間確保工事ということで、最大90日間の機動的な工期設定が可能という制度にも取り組んでいるところですので。工期の延長による経費の増額についても、妥当性のあるものは変更契約で対応するようにしています。

また、同じく2ページの「閲覧文書の不鮮明」については、申し訳ございません。注意してやるようにしたいと思います。

次に、3ページ目の(3)、労務単価と諸経費ですが、まず労務単価につきましては、国と県等が10月に行う公共工事労務費調査に基づいて、国が定めることとなっております。また、現在の実勢価格と乖離が生じた場合は年度の途中でも機動的に見直すことができるような制度になっていますので、調査結果を踏まえた国の対応に県も速やかに対応したいと思います。諸経費についても、実態調査に

基づいて計上していますが、昨年度小規模工事について改善を図ったとともに、今年度も人材確保に対応するために、現場管理費、一般管理費等の増額を行ったところです。

同じく週休2日制についての記載がありますが、お話のとおり県が発注している工事については週休2日を前提に工期の設定をしていますけれども、現場の実態については、モデル工事の実施状況や現場状況を確認しながら対応を検討していきたいと考えております。

【建設産業室長】

3ページの(3)の人材確保のための総合的な施策についてです。現在でも様々な広報活動で建設業のイメージアップを図ったり、それから、合同就職説明会を開催しまして、新規就業者の確保に取り組んでいます。また、事業者育成に向けた研修などを実施しています。今後も幅広い意見を聞きながら、今後の担い手育成のための施策を検討していく予定です。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等がございましたらお願いします。

最後の方に、一般競争入札ではなくて指名競争の場合は義務感とか責任感が出てくるので、不調が少なくなるのではないかというような話でしたが、やはりそういうことなののでしょうか。

【総合設備協会 会長】

やっぱり一般競争入札だと業者の方も誰か出るのではないかと思ってしまう。指名競争入札は問題ではあるのですが、指名の場合は数者しかいない、指名には応札しなければ失礼だということと、断つたらもう指名されなくなるのではないかという恐怖感もあるので応札するということになる。

【総合設備協会 副会長】

会長が言ったことも現実だと思います。それに我々は請負人である、意気に感ずるところがあるものですから、そのへんをお汲み取りいただきたい。

【伊藤委員長】

一般競争入札より指名競争入札の方が不正が行われる可能性が多分あるとは思いますが。

しかし、指名競争入札そのものが悪いということではなく、それをどう運用していくか運用の問題だと思いますので、ほかの方も、もしも指名競争入札でということでしたら、どういう形での運用ならば、問題や不正が出てこないか、指名競争入札のメリットを生かせるのかというようなことも一緒に御検討いただければと思います。

【伊藤委員長】

時間となりましたので、これで福島県総合設備協会からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県建設専門工事業団体連合会をお呼びしてください。

(福島県建設専門工業団体連合会 着席)

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を始めます。

本日は御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料の調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をいたしますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日県のホームページで公表いたしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、説明をお願いします。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

皆様のお手元に、元請・下請関係の適正化対策ということで出させていただきます。

私は3年くらいここに出席していますが、まず申しあげたいのは、全くよくなってない。同じです。これに何の意味があるのですか。やっただけに過ぎないのではありませんか。

今日は県の方々もたくさんいらっしゃるので、聞いていただきたい。

私たちは、皆さんに色々なことを相談していますが実態に結びついていないのではないかと。

委員長始め、委員の先生方も何年もやってらっしゃるから分かると思うのですが、このことは何回もお伺いしています。その結果がこれです。聞き取り調査の回答を見て下さい。これは全く私たちの言っていることを認めていない。これを御理解願いたい。

確かに、担い手のことについては私たちも困っております。これも建設業の一つの体質なのかなとは思いますが。

皆様の手元に回答書があると思いますが、建設業の社会保険の問題について、建設業許可申請時に、下請状況、管理票の確認・指導、経営事項審査における未加入業者への減点。これは第一次下請までは大丈夫なのです。我々も第一次下請で取っていますから。

私が今お願いしているのは、末端の職人です。私の業界はサッシ業界なのですが、前回話したとおり、職人だと工事金額の3%程度だと思えます。あと内装の場合は手間だけなので40%ぐらいになります。

県の方には統計などがあると思うので、その実態を調べてくださいということもお願いしたはずですが、今回の状況にも反映されていない。我々の努力が足りなかったせいもあるかもしれませんが。各業者の職人の請負に対するパーセンテージもまだ出てきていないのも実態ですが、もし出ているのであれば、そういうことも当局の方でやっていただければありがたい。

担い手確保について、謳い文句は色々出ていますが、それがどのようにしたら具体的になるのかということがあると思います。今、国土交通省あたりでも、皆さんお聞きになっていると思いますが、週休2日制ということを言ってきていますけれども、皆さん感じていないのかな。職人というのは日給月給の方も多いです。なおかつ現場の遅れや色々な問題があって、それで週休2日制。

元請の建築屋さんでも監督になる人はたくさんいますが、下請けになる人たちが少ない。ところがその監督の人たちの質の低下も問題だと思います。なぜか、昔は自分が技術者であれば、図面を書き、墨出しをしてその現場管理を全部やった。ところが今の建築屋は全部下請任せです。だから間違いとか技術の低下がひどいのではないかと感じています。

悪いのは下請ということになってしまうので、私としても、もっと改革していただかないと困るのではないかというのが実感です。

【建設専門工事業団体連合会 副会長】

専門工事業ということで、元請さんから仕事をいただくという立場になります。現在、震災から5年ほど経ちまして、集中復興期間が終わるとい形になっておりますが、我々が思っていたよりも、この期間に、我々のいただいている金額というのが上がらなかったというのが正直なところです。

仕事の的にはもう少し金額が上がらないと、今後仕事が少なくなったときに必ず「仕事が少なくなったからお金も足りなくなったよ」ということになるのが分かっております。

仕事がたくさん山積みになっている中で、除染の仕事等、量が稼げる仕事がある中で、十分な対応をせずに日々の仕事に追われてきてしまったことから、我々も足りない部分はあったかもしれませんが。

このまま復興が終わってしまうと、ここの部分が急激に下がってくるのではないかと非常に懸念しております。

我々の業界も若い労働力がたいへん減っておりますので、今回の期間が終わってしまうと、熟練労働者が皆辞めていってしまうという可能性も含めて、お金も安い、仕事の量もないということになると、当然それを支える労働者というものがいっぺんに減っていってしまう。

そうすると福島、東北6県まで含めて非常に足かせになってくると懸念をしておりますが、そこは御指導をいただきながら先に進んでいかないと、我々としても適正な利益の確保が非常に困難になるのではないかと危惧をしているところです。

【建設専門工事業団体連合会 副会長】

社会保険の問題について、いわゆる法定福利費ですね。大手企業さんについては払ってもらえている状況になっていますが、まだ地元ゼネコンについては話をしても、なかなかそういったものを払ってもらえないという状況です。ただ、そうすると職人の方でも「社会保険を払ってもらえるところの現場はやるけれども、もらえないところの現場はやらない」とそのような雰囲気になっています。

それと、来年、再来年には復興工事も終わります。そうなってくるとまた仕事量が減って、震災前と同じような状況になる。そうすると過当競争が起きて当然大手ゼネコンさんも安く受注する。となると「社会保険なんてそんなの払えないよ」ということでせつかく入った方々も辞めていくというような状況が非常に懸念されます。

若手労働者を入れるためにやったものが、せつかく入っても払えきれないから脱退せざるを得ないようになることを非常に危惧しているところです。

週休2日制という話もありましたが、実際大手企業のモデル現場では進めているところもありますが、躯体業者はよくても、工期がなくなるとどうしても仕上げ業者にしわ寄せがきて、最後には「日曜日や夜中でもやれ」というような状況になってくる可能性も非常に高いので、言うてはみたものの適正な工期というものが厳守できないという状況になる。

まして、日給月給でやっている人たちの場合は、休みがあるとその分手取りがなくなるので「仕事をやりたいから他の現場に移してくれ」とかそんな話が出てきているのが現状ではないかと思えます。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がありましたらお願いします。

【入札監理課長】

昨年に引き続いて現状は変わっていないというお話がございました。

我々としては元請・下請関係につきましては、契約書の不備がそれらの原因ではないかということで、その辺をきちんとするようという指導を重ねてきたところですが、いわゆる契約書の不備以外にも問題があるということでしょうか。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

私自身は契約書の不備については分かりません。

前にも話しましたが、大手の建築屋さんでも一応は社会保険を「見積の中に入れなさい」と言っているのはいるのです。ところが、それを7掛けということやられてしまうと、実態が分からない。先ほど言ったように、3%とか、1%とか見てくださって、役所の方で「間違いなくこの金は下請けの方にいっています」ということを確認できるものを作ってくださいということを再三お願いしています。その辺がうやむやです。

この回答なんか去年と全く同じようなものでしょう。これでは役所はやってないということでしょう。我々に対して。大変失礼な言い方だとは思いますが、これ出しても前と同じでは無意味じゃないかと思えます。でも、そのくらいの強い意志で役所はやっていただきたい。

国交省が言っている週休2日制の確保。皆様が、役所の方々が見てどうですか。本当にこんなことできるのかな。本当に実現されると思えますか。あなた方は前から国交省の言うことを聞かないと何もできないと言っているけど、こういうことができるのですか。職人にとってはとても切実な問題なのです。本当に大事にしてください。

先日、「担い手」の話をする機会があり、先生方や大学の先生も来ました。話をした時に私は聞きました。「あなた方がそのくらい願うのなら、あなた方の息子さんを職人にすることができですか。そのくらいの決意を持っていますか。あなた方の子どもさんに言えますか」と。

確かに、役所の中ではこれ以上のことをやっているのですが、私たちはこのことに関しては役所では何もやっていないと感じています。

「社会保険は間違いなくやっている」、「うちの方では諸経費に挙げている」と言っている。それは分かっています。しかし、それが下にきていないということです。それを見極める方法をお願いしたいと言っているのです。前回もお願いした。その前の年もお願いした。

【入札監理課長】

今のお話ですと見積を元請に上げたときに7掛けとか8掛けのような形で切られるということですか。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

実態としてはそれがほとんどですね。うちも見積には入れています。

しかし現実的には、ほとんど諸経費を抜いて予算を組んでいます。それだけ私どもの業界はいじめられているのです。

ただ、鉄骨屋さんとかどうにもならない業者。それから外装業者。これなんかできないよという業者は、少しはよいところがあります。契約時点で。皆さんは中身まではわからないでしょうけれども、踏まえて見ていただかないと、いずれ「なり手」がいなくなってしまう。

さっき言ったことを認めて、この金額は別項目で出してもらいたい。役所の中でも全体的な諸経費とかはあるでしょうけど、業者の経費を、きちんと調べていただいて、元請に出しているものは見ることができるでしょう。この分がどこに入っているとか。それを確認してくださいと言っているのです。数が多いから大変でしょうけれども、我々も死活問題なのです。

社会保険に入っていないような会社に若い者が来るはずないですよ。考えてみて下さい。

【入札監理課長】

参考になるように、専門工事の業界の方が言われた実態がわかるように、標準の見積書というのを用意しましたので御覧ください。

～参考資料として「標準見積書様式」を配布～

2枚目の方、様式1となっていますが、ここに法定福利費、工事総額、そして消費税という形になっていますが、この形がなかなか守られていないということでしょうか。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

そういうことですね。これがですね。一式いくらで決められてしまうので、これの実態が見えない。社会保険料。これを別項目にさせていただけるとありがたい。契約のときに必ず入れていただきたい。実は我々は職人には払っているのです。ただ一式いくらで止められているから。その分を業者に払っているということを確認できる制度をつくってくださいと言っているのです。

見積書の法定福利費で社会保険料がありますね。これを決めて下さい。これを外枠にしてもらって、これを払わないと、それこそ役所の入札参加資格審査とか、経営事項審査の時にそれを本当にやっているのかということを見極めてもらえばありがたい。

今まで何回かやっていて、これを見せてもらうのは初めてですね。

【入札監理課長】

いただいた調査票の中に「簡易型書式等」とありましたが、最初のページにありますように、お配りした見積書は、標準の見積書ということで、こういった団体がそれぞれ出しているものの一つです。基本的にこういったものがあって、法定福利費が外出した形で明示されているものがありますので、見積を元請に出される時などに役立てていただければと思います。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

実はですね。サンプルに持ってきたものがあるのですが、事業所の方でもやっているのです。

「取引業者のお願い」とか「社会保険加入徹底についてのお願い」とかは来ているんです。中身は色々書いてある。でも現実的にはお願いだけで、自分たちはやってない。

でも前から大手さんはやっている。今、職人が不足なので大手さんの良いところや、職長の良いところには会社からボーナスが出る、ということもやっています。他に行かれないように。でも福島のような地方ではとてもできないでしょう。そういうふうにできる会社もあるでしょうけれど、我々は末端のところではやっているのです。

担い手のことで色々言われても「いやあ、親父の仕事継ぎたくない」と言われる。私どもも「会社のことは息子が継ぐまでは金の話はするなよ」とか言っています。でも、当事者になって家庭で手形の問題とか、色々な話をすれば、継がなくなるのは当たり前です。そういう話を聞いていけば、息子は継がなくなりますよ。

「建設業は良いのだよ」と、「親父の仕事は良いのだよ」というような社会づくりをしていかないと担い手は育たない。

その一端が、せめても「社会保険だけは入るような企業にしたよ」というふうにしてやりたいということです。

【技術管理課長】

1 ページ目の一番下にある、現場の作業環境の話ですが、若年者や女子の方が入ってこられるような作業環境が必要だという御意見をいただいております。こういったものを共通仮設費のイメージ

アップという経費の中で見ることにも可能となっていますので、まず元請さんに話されるのでしょうかけれども、我々としても一緒に考えていきたいと思っております。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

考えてくれるのはありがたいけれど、「それが見えるように実行してください」ということです。

私が言いたいのは「考えます」ではなくて、「考えたことが本当に相手に行くような、見えるような形を作ってください」ということです。

【伊藤委員長】

それでは、委員の方から質問等がありましたらお願いします。

【齋藤委員】

1 ページ目の1 番なのですが、「契約書等の作成に事務処理負担が増え過ぎ人件費を圧迫しています」とあります。「福島県が共通で使用できる簡易型書式等の導入」について、このような要望があるわけですが、先ほどの説明はどのように理解すればよろしいでしょうか。

【入札監理課長】

いまお渡しした様式が、いわゆる福島県内で使えるというよりは全国的に使える標準的な様式ですということでお示いたしました。

【齋藤委員】

それでよろしいのですか。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

私は、協力業者に対する書類の負担があまりにも多いと思っております。これも前々からお願いしていますが、「もっと簡素化できないかな」と思うことがたくさんある。今まで長く役所の仕事とかさせてもらっていますが、「なんでこんな資料まで」と思うことがあります。委員の芳賀さんなんかはよくご存じだと思いますが、昔から比べたら多いです。

発注者の要望がそうだから国の方もそうなるのでしょうか。このごろは書類があまりに多過ぎると思います。その結果がこういう見積書だけです。そういう話ではないと思います。

【齋藤委員】

具体的に、こういうのがあって、これは不要じゃないかというのはリストアップできるのではないかと思うのですが、そういうものがありますか。今ここにはなくても、作ってらっしゃるとか。

【建設専門工事業団体連合会 副会長】

見積書の内訳表では、労務費を出さなくてはいけないのですが、これが非常に難しい。

我々全国建設業協会本部の方で、全国から工事の材料費・労務費・経費などの資料を集めました。その中で、労務費がどのくらい掛かっているか調べると、全国的には色々あるのですが、福島県で大体 48%、従って法定福利費の事業主負担分 15.57%、それに約 50%かけて、約 8%という数字は出しています。

しかし、労務費を必ず内訳表に書かなければならないので大変です。その辺で定率を負担分として認めてもらえないかなと思います。この見積を全部出すとなると非常に手間がかかります。業界によって違うと思いますので、その辺の比率を認めていただきたい。非常に簡略化できると思います。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

最初の方で私らは 3%、内装業者は 40%から 48%。バラつきがあるのでそれを役所の方で調べていただければありがたいと思います。

前回は県にはお願いしたはずですが、残念ながら今日の回答にもなかつた。明確にしたことを役所がゼネコンに「これは払っていますか」というようなチェックをしてもらえば、ゼネコンは払うようになると思います。前回、「国土交通省の方で法定福利費が諸経費の中に入っているからどうにもならない」というようなことをおっしゃったのですが、我々の要望としては、それを抜いて見える形でやっていただきたい。

【伊藤委員長】

事務局の方から何かありますか。

【入札監理課長】

何ができるか、できないのか。お話としては理解できた部分とできない部分がありますが、もうちょっと勉強させていただいて、何ができるか、できないかお答えしたいと思います。

【伊藤委員長】

一昨年、昨年とだいたい同じような趣旨のお話は伺っております。

一つは、抽象的なお話だけだと県の方もなかなか対応しにくいのです。お話があったように具体的に、例えば契約書については、こういう部分が煩雑なのでもう少し何とかならないかというような、具体的な御指摘とか御提案をいただいて、それを県の方に提出してから県の方はそれを検討するというようにしていただかないと抽象的な話だけでは抽象論でお互い空中戦で終わってしまいます。

今、具体的なお話もありましたが、それも含めてどういうところが問題なのか。社会保険をなかなか見てもらっていないとか、あるいは土日休みにするとか、この辺の問題を改善すれば、一歩でも前進するのではないかというような、より具体的な話を県の方にぶつけていただきたい。そうでないと、また来年も同じようなことの繰り返しになってしまいます。

是非とも具体的な、今お話されたような、御提案を県の方に提出していただきたいと思います。これを県の方も真摯に受け止めて、もちろんできるものとできないものがあると思いますので、とにかく具体的な要求事項を出してください。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

私自身はまず、社会保険のことをやらないと。あれもこれもではなくて、とりあえずこれを重点的にやってもらいたいというのが現実です。

【伊藤委員長】

それはおっしゃるとおりで、社会保険に入らないような企業には、当然後継者が来るはずがない。その辺を含めてより完全に社会保険に皆さんが入れるような仕組みに進めるためにはどうすればいいのか、いうことを県と一緒に進めていただきたい。

是非とも来年も同じようなことをおっしゃられるようなことにならないようお願いしたい。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

それは、そっちに言ってください。私は認めてもらえればよいので、回答してもらって「ああ今回の回答はよかったな」というような回答をください。

【伊藤委員長】

県としましても、できることとできないことがあって、全てのことができるということではないと思うので、少なくとも業界側として、具体的にこうこうこういうことをやってくださいということをやちゃんと県の方に伝えるということをしていただきたい。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

しているはずなだけど。

【伊藤委員長】

抽象論で終わってしまっているかなという部分がありますので。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

去年、意見聴取の後、役所の方とヒアリングさせてもらったのですが、この時、その前の年よりは一歩進んだかなと思いました。そのあとでいただいた結果がこれです。前と同じだと思いました。だから冒頭に申しあげたのです。

【伊藤委員長】

分かりました。県の方もきちんとした職場環境をつくることは責任があるわけですから、その辺を踏まえて業界の方の要望をしっかり受け止めていただきたいと思います。

それではそろそろ時間ですので、これで福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を終わります。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

ちょっといいですか。あまり関係ないことなのですが。入札制度等監視委員会の方々がおいでになるのでお聞きしたいのです。

浜通りの復興住宅のことです。相馬・原町関係、浜通りの業者は仕事できてないですね。職人がいないということで。地元が取って大手と組んでいますよね。

実は、一つ言いたいの、私はサッシ屋なのですが、福島県の仕事を大手とやると、ほとんどサッシは仙台のメーカーに発注になるのです。おそらく何事においてもそうなのかなと。

福島県の仕事をなぜ宮城県の人たちにやらせなくちゃいけないのか。確かに、浜通りにはある程度の建築屋さんしかいないので、より以上の仕事が出ていますけれども、今回の福島県発注の災害公営の南相馬ですね、これは関場と日本建設、確かに地元の名前が頭です。ところが、これやっている私の業界の業者は仙台です。これも関場さんの方にも福島県の業者は出していたのです。

ところが何の理由か仙台にいつてしまう。それから南町の庄司建設がとったやつも仙台にいつてしまう。福島県の業者も出してはいるのです。

大手さんはいいのです。でも福島県からの発注は福島県の業者に出してほしい。

調べたことがあるのですが、この南相馬の日本建設・関場のやつ。途中までは仙台の業者ではダメだと言っていたのです。「ダメだと役所の方から言われていますから」と言っていたのです。それ聞いたときはありがたいことだなと思いました。ところがいつの間にかひっくり返ってしまった。最終的に契約したのは仙台の業者。PCなので、我々は納めるだけです。

それだから、PCの打ち合わせなんて、福島にリクシルという会社があります。福島県の工場誘致で来たところ。そこも見積を出していたのです。ところがどういふわけか仙台の業者にいつてしまった。そういうのを是非検討していただきたい。

要するに職人でもなんでもいれば、鉄筋から型枠から全部この辺でできるのに、職人がいなくなるからだんだん先細りです。

3月までにあげなくちゃならないからダメだという話も聞きました。役所の工期は3月ではなく、6月に工期を延期していただきたい。半年でも工期を延長して、在来の工法で施行すれば、職人の給料ももう少しよくなるのではないですか。

今、PC板の復興住宅なんて何も無い。ゼネコンがあればやっつけてPC板を打って屋根をやったら内装屋で終わりです。これも役所の方で考えてもらいたい。

在来の工法のように、職人の手間が必要な仕事を出して欲しい。このままでは福島は先細りになります。仕事がなくなります。

この会には、土木屋さんの一番偉い方もおいでになるのですからよろしくお願ひしたい。

福島県の仕事は福島の人たちにやるように是非各部署に通達してください。

【伊藤委員長】

時間もございませんので、これで福島県建設専門工業団体連合会からの意見聴取を終わります。
御協力ありがとうございました。

【建設専門工事業団体連合会 会長】

福島県の事を思っテ頑張っテおりますので、県の方々もお願いします。
もっとよい回答を期待しています。

【伊藤委員長】

次は、福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取になりますが、ここで5分ほど休憩をとります。

(福島県建設専門工業団体連合会 退席)

(休憩)

(福島県土木建築調査設計団体協議会 着席)

【伊藤委員長】

それでは再開します。福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日は御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料の調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をいたしますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日県のホームページで公表いたしますので、あらかじめ御了承願ひいます。

それでは、説明をお願いします。

【土木部建築調査設計団体協議会 会長】

(「資料4」により説明)

【土木部建築調査設計団体協議会 副会長】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの御意見につきまして、事務局から説明ありましたら、お願ひいたします。

【入札監理課長】

何点かお答えします。

1 ページですが、プロポーザル方式の建築では、近年多かれ少なかれ県としても大型の建築物が何点か進められています。その中で例えば環境創造センターであるとか、浜児童相談所、ふたば未来学園、あるいは県警の庁舎等があります。この辺は公募型プロポーザルで行っております。御指摘のように建築物における創造性であるとか技術提案を考えながら、総合的に判断してプロポーザルを進めていきたいと考えています。

3 ページですが、電子入札について地質調査業務で 100%業者登録が済んでいるということでしたが、それ以外の例えば測量設計は 100%ではないということですので確認させていただきました。

5 ページですが、建築設計関係の方で工事監理業務の入札方式については、建築設計者との単独随意契約ということでしたが、これについては県としては「誰にでもできる」ということではなくて、第三者による工事監理業務という考え方で、設計者とは別のところに監理業務も委託しているということになります。色々とこれまでの経緯があつてのことなので御理解いただきたいと思います。

【技術管理課長】

4 ページの業務平準化についてお答えします。業務平準化については、これまでも繰越制度や債務負担行為、ゼロ県債など有効に活用してきたところですので、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えています。

【建設産業室長】

3 ページの入札制度の建築関係のところ、災害復興関連事業は随意契約方式を継続してほしいということですが、緊急を要する災害復旧工事等については随意契約制度を活用して速やかに発注しております。今後も業務の目的とか内容によりまして適切な契約方式を選択していきたいと考えています。

4 番の品確法の、測量設計業等の建設関連産業も支援を受けられるようにしてほしいということですが、測量設計業界の方は建設業外ということなので、建設業界向けのような支援策の活用は難しい状態です。中小企業への支援策とか厚生労働省の人材確保の支援策等の制度を活用することが考えられます。県の方でも建設業育成支援などのセミナー等を開催していますので、その辺を活用していただければと思います。

4 ページのその他のところで、地元企業への優先発注という点ですが、県内企業の技術力で対応可能なものについては県内企業で対応するという原則として実施しておりますので、今後も続けていきたいと思っています。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等があればお願いします。

時間となりましたので、これで福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 退席)

【伊藤委員長】

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開となりますので、傍聴者の方及び報道機関の方は、ここで御退席をお願いします。

なお、非公開部分の議事概要については、会議終了後、私の方から御説明いたします。

(報道関係、傍聴者退席)

それでは、事務局から、個別事業者の方をお呼びしてください。

《非公開審議開始》

(以下、非公開の審議につき「概要」を記載)

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の趣旨)

1 受注状況について

条件付一般競争入札の場合は価格競争となるため無理が生じやすく、実績が必要となるものの総合評価方式の方が受注しやすいと考えている。

2 元請・下請関係の適正化対策について

当初の契約書や変更契約書を取り交わさずに工事の下請けをしたことはない。

3 入札不調について

技術者及び作業員は募集しているが不足状態である。

県発注の工事において、施工場所に応じた積算及び工期の設定が必要。

国道除染や可燃物搬出といった除染作業に従事しており、割合としては通常工事の2割程度。

4 電子入札・電子閲覧について

県で電子入札を全面的に導入することについては、郵便代金がかからないので良いと思う。

5 品確法三法改正について

建設工事の担い手育成・確保のため、技術の資格を取得できる様に積極的に講習日程を知らせ、講習及び試験費用を会社が負担している。

6 総合評価方式について

入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、災害時の応援協定(県市町村)や工事箇所と同一市町村内に本店があることといった項目を評価すべきである。

施行能力において、実績の評価範囲(金額、施工延長等)を緩和してほしい。

7 その他

県の入札制度について、随意契約が増えている状況なので、指名競争入札も含めた入札制度改革があってもよいのではないかと。

【伊藤委員長】

それでは、個別事業者からの意見聴取を始めます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料の調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。

その後、各委員から質問をいたしますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事の概要については、匿名にした上で、後日県のホームページで公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、説明をお願いします。

【個別事業者】

（「資料5」により説明）

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がありましたらお願いします。

【入札監理課長】

4 ページの6の(1)の、工事箇所と同一市町村内に本店がある場合の評価の御要望については、県内の建設業者が例えば合併されたような場合があつて、どちらか一方が本店になるわけなのですが、自分の経営基盤を強化するために合併するわけですが、そういった場合を想定して、支店の方も評価することにしているということで御理解いただきたいと思います。

それからその下の(2)、いわゆる施工能力ですが、評価内容を緩和してほしいというお話がありましたが、実際に発注する工事の規模の半分弱ぐらいが評価する目安ということで出ているのが多いかと思いますが、緩和しますと評価される方が大幅に増えてしまうということになります。それが要望だと思いますが、総合評価方式自体が評価の差が出るというのが、手法として前提となっていますので、逆にいうと100%の評価項目というのも何の意味もないし、0%でも意味がないということで、全体の中で何割程度が評価対象に入ってくるかということで評価項目を設定しているということで御理解いただきたいと思います。

【技術管理課長】

2 ページ目の3の(2)、施工場所に応じた積算及び工期の設定についてですが、御存じのように県の歩掛かりにおきましては、実態調査に基づいて工費を算定するというのを原則としており、それにあてはまらない工事につきましては、見積などで工費を算定するようにしております。

また、工期の方の優先順にメリハリをつけて、工期に余裕をつけてほしいという話ですが、フレックス工事というものを導入しており、これは標準工期が確保できれば90日間の内に業者さんの方で施工時期を設定できるというもので、これにより対応していただきたいと考えております。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の皆様から質問等があればお願いいたします。

最後のところで、7のその他についての説明で、要するに、一般競争入札だと範囲が広いから、本当の意味での地元ではないところの業者がそこで工事をしている、という意味だと思うのですが、そのときに頼みにくいというようなことをおっしゃったのですが、どういうことでしょうか。

【個別事業者】

私らも工事をしていきますと、近くの住民が「ちょっとうちの所も舗装してくれないか。お金は出しますから個人的にお願いしたい」とか、そういう相談がたまにあるのですね。地元の事業者ですと相談しやすいのですが、全く違う所の業者だと頼みにくい。頼んでもソッポ向かれる。そういうことも聞きますので、そういうことも中にはあるのかなと。

【伊藤委員長】

個別の住宅の小さな工事につきましては、普通の人はどこにどういうふうにお問い合わせすればよいのかわからない。業界の方にそういう窓口というか、そういうふうなものを作っただけならばと思うのですが。

指名競争入札を復活するメリットというのか、その辺どうお考えでしょうか。

【個別事業者】

総合評価の方で判断はしてもらってはいませんが、指名をするという時点で総合評価の割合を県の方が分かっているという形の方がメリットがあるのではないかと。

【伊藤委員長】

不調の問題を解決するには指名制度があった方が、不調が起りにくいというようにお考えでしょうか。

【個別事業者】

それは起りにくいのではないかなと。

【伊藤委員長】

先ほど別の業界の方が指名の方が責任感とか義務感がありますが、一般競争入札の場合は、誰かがやってくれればいいやというようなことがあるという話があったのですが、そういう感覚はあるのでしょうか。指名競争だとやっぱり抜けるわけにはいかないとか、一応は応札しなくてはいけないとか。

【個別事業者】

それはどこかにはありますね。

【伊藤委員長】

それではこれで個別事業者からの意見聴取を終わります。

どうもありがとうございました。

(個別事業者 退席)

【伊藤委員長】

ここから公開での議事となりますので、先ほどの個別業者について発言される時は、会社名を出さないようにしてください。

なお、「資料5」につきましては、事務局で回収してください。

《非公開審議終了》

【伊藤委員長】

次に、「各委員の意見交換」に移ります。

どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

今回も一昨年、昨年と同じように業界からの意見聴取だったのですが、業界によって色々と温度差があり、ちょっと形骸化しているのではないかなという印象を受ける部分もございます。

もちろんこういう機会を設けることの意味はあると思います。しかし、せっかくこういう機会に業界の方から御意見を伺うということをや前向きに捉えられるような事前の準備であるとか、そういうことも含めて言っただけで済みではなくて、県側にしても業界側にしても、お互いにメリットがあるような機会にしていきたいと思います。

団体ごとに強弱をつけるとか、もうちょっと工夫の余地があるのではないかとというふう若干感じましたので、来年に向けて内容の改善等についても検討したいと思います。よろしく願いいたします。

【新城委員】

入札制度等監視委員会としましては、入札制度の監視ということなのでしょうが、私、仕事の内容を拝見してどうなのかなと思うのですが。今回色々な御意見がありまして、確認というか復習というか、そういうものを私たち委員会はするものなのか。それとも事務局がなさっていることやどんなことをしたのかお聞きするのか、その辺はどうでしょうか。

【伊藤委員長】

確認というのはどの辺のことでしょうか。

【新城委員】

例えば、今日色々な御意見がありました。色々な経緯があつてこういう制度になったという資料もいただきました。例えば、震災後何年か過ぎてどうですかという御意見があつたときに、私たちは何も申し上げなくてよろしいのかなと、ちょっと気になって。

先ほど、加点ポイントとかボランティアも含めてどうですかという話もございました。多分事務局が色々検討してくださると思うのですが、私たちは何も申し上げなくてお任せしてよいのかなと気になって。

【伊藤委員長】

その件につきましては、この委員会の名称は「入札制度等監視委員会」となっておりまして、単なる入札監視ではないのです。制度そのものをどうするか、どうあるべきかということも含めて検討する委員会だというふうに承知しております。

例えば「指名競争入札」を今後復活すべきか、すべきでないか。あるいは総合評価方式のそれぞれのポイントにつきまして、現状はこうなっているけれども、こういう要望があるのでこうした方がよいのではないかとということも含めて検討する機関、委員会です。

ただ、細かい点については事務局で色々準備していただいて、それを踏まえて我々が検討するというようなことになると思うのです。

多分一番大きな問題は入札制度そのものであり、一般競争入札がよいのか、指名競争入札がよいのかとか。あるいは随意契約は今のようないかなどでよいのかということも検討する委員会だと思いますので、もし御要望がございましたら、それらを一度きっちりした形でこの委員会でも検討をしたいと思います。

だいぶ前になりますけれど、指名競争入札を試験的に導入してどうだったか、あまり効果がなかったのではないかと調べたのは何年前でしたか。

【入札監理課長】

平成20年度です。

【伊藤委員長】

7年前ですね。今回震災以降で状況の変化もございますので、そろそろ例えば「指名競争入札」や「随意契約」等について何らかの形で実態調査をしていただいて、それを踏まえてもう一度検討するというようなことでしたら、そういった調査も事務局の方にお問い合わせするなど色々なことができる委員会だと思いますので、色々な御意見を言っていただければよいと思います。

今日の各団体からの御意見も踏まえて、今後の制度そのものの在り方については事務局の方と相談したいと思います。

事務局の方から何かありますか。

【入札監理課長】

今、委員長がおっしゃったように、基本的には我々が用意したものだけを見ていただくだけではなく、何かオーダーがあれば問題提起をしていただいで、それによって調査を命じるということも大事な役割だと思いますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】

皆様から何かございますか。

次に、「その他」に移ります。

委員の皆様から、何かございますか。

【各委員】

(特になし)

【伊藤委員長】

事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

ただいま事務局から次回の審議依頼のあった件について、御意見を申し上げます。

御意見が無い場合は事務局の方から提案ありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは事務局からの提案を申し上げます。

抽出テーマとして、「総合評価方式による入札で調査基準価格を下回る価格で応札、契約し竣工した案件」を取り上げではどうかと思います。

総合評価方式については、平成25年4月より復旧復興に向けた当面の対応といたしまして、提出書類の簡素化を図るということで、落札候補者が調査基準価格を下回ったときに、誓約書の提出をもって低入札価格の調査の実施に替えることができるとしたところですが、今般の品確法の改正におきましては、ダンピング受注防止のため、適切な低入札価格調査制度の活用が求められるということがございまして、制度の在り方の検討に資することにしたいと考えました。

審議対象期間につきましては平成26年4月から平成27年3月まで、抽出委員は五十音順に新城委員、田崎委員で御提案いたします。

【伊藤委員長】

それでは、次回の抽出案件は、審議対象期間は「平成26年4月～平成27年3月」、抽出テーマは「総合評価方式による入札で調査基準価格を下回る価格で応札、契約し竣工した案件」とします。

なお、抽出チームは、新城委員と田崎委員を指名します。

事務局からほかにごございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

特にございません。

【伊藤委員長】

本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第56回福島県入札制度等監視委員会」を閉会いたします。